

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の2の部一の項(1)中「卒業者」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了者」を加える。

別表第十一の2の部二の項(1)中「卒業者」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了者」を加える。

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則